

常滑市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、常滑市公契約条例(令和5年常滑市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(特定公契約)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める公契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約
 - ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地(以下「庁舎等」という。)の清掃業務
 - イ 庁舎等の受付案内業務又は電話交換業務
 - ウ 庁舎等の警備業務(警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。以下同じ。)
- (3) 募集の際の上限額が、1年度当たり1,000万円以上の地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による公の施設の管理に係る協定(公募により指定管理者を選定し、及び指定した場合に限る。)

2 前項第2号の予定価格は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 契約期間が1年以下の契約 予定価格の額
- (2) 契約期間が1年を超える契約 予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額

(労働条件報告書の提出)

第4条 市長等は、条例第8条第2項の規定にもとづき、特定公契約の受注者等に対し、労働条件報告書を作成させ、契約締結後速やかに提出させるものとする。

2 市長等は、受注者等が特定公契約に係る業務(指定管理者にあつては、特定公契約に係る業務のうち、清掃業務、受付案内業務、電話交換業務又は警備業務)の一部を第三者に請け負わせ、又は再委託する場合は、当該受注者等をして、労働条件報告書を当該第三者に作成させ、契約締結後速やかに当該受注者等にそれらを取りまとめさせた上で、市に提出させるものとする。

(契約書の記載事項)

第5条 特定公契約の契約書(第3条第1項第3号に規定する契約にあつては協定書。以下同じ。)には、適正な労働条件の確保についての報告に関する特約条項(別記様式)を添付しなければならない。ただし、契約書中に当該特約条項に掲げる内容を記載する場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の公契約の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

別記様式（第5条関係）

適正な労働条件の確保についての報告に関する特約条項

（総則）

第1条 この特約条項は、常滑市公契約条例（令和5年常滑市条例第1号）第8条第2項による適正な労働条件の確保についての報告に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この特約条項は、これが添付される契約又は協定（以下「本契約」という。）と一体を成す。

（労働条件報告書の提出）

第2条 受注者（指定管理者を含む。以下同じ。）は、本契約の履行において自ら使用する労働者に係る労働条件報告書を作成し、本契約締結後、速やかに市長等に提出しなければならない。

2 受注者は、本契約に係る業務（指定管理者にあつては、本契約に係る業務のうち、清掃業務、受付案内業務、電話交換業務又は警備業務（警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）。次項において同じ。）の一部を第三者に請け負わせ、又は再委託するときは、当該第三者に対し、労働条件報告書を作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後、速やかに受注者に提出させ、それらを取りまとめて、市長等に提出しなければならない。

3 受注者は、受注者から業務を請け負い、又は再委託された者（以下「下請負者」という。）が本契約に係る業務の一部を他の第三者に請け負わせ、又は再委託するときは、当該第三者に対し、労働条件報告書を当該第三者に作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後、速やかに当該第三者から当該下請負者を通じて受注者に提出させ、それらを取りまとめて、市長等に提出しなければならない。

なお、数次にわたり請負又は再委託に係る契約が締結されるときも同様に取り扱うものとし、受注者は、本契約に係る業務の一部を請け負い、又は再委託された全ての者から労働条件報告書を受注者に提出させるものとする。